

学習支援用資料のセット貸出実施要領

1 目的

各学校における教科学習や総合的な学習の時間などの教育活動を支援するため、図書館の資料をテーマ別にまとめた資料（以下「貸出セット」という。）の貸出しを行う。

2 対象

袋井市内の小学校、中学校及び県立袋井特別支援学校

3 貸出セット

貸出セットは、授業支援用資料 16 種類 31 セット（別紙参照）

4 貸出セット数と期間

1 回の貸出セット数は、最大 2 セットとし、貸出期間は、2 週間とする。（次の予約がなければ 1 回（2 週間）の延長可）

5 申込

（1）本事業による貸出セットを利用を希望する学校は、利用希望日の 1 ヶ月前から 10 日前までに「授業支援用資料利用申請書」を袋井図書館へ提出する。（「授業支援用資料利用申請書」のデータは、袋井市立図書館ホームページからダウンロードできる。）

（2）申込みは随時受け付け、貸出校は受付順に決定する。貸出の可否については、袋井図書館から申込みのあった学校に「授業支援用資料貸出承諾（謝絶）書」をファクスにて返信する。

6 貸出手続

教員各々の「学校貸出専用利用者カード」にて貸出を行う。

7 図書の運搬

利用する前日までに、袋井図書館から各学校事務室へ配送（貸出）する。返却は、事前に決めた日に袋井図書館が各学校事務室へ回収に伺う。

8 資料の管理・紛失

各学校では、学校の資料と混在しないように保管するよう注意する。万が一、貸出した資料を汚損・破損、または紛失した場合は現物弁償での対応となる。